

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

3-1の視点

3-1- 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1- 使命・目的の実現への継続的努力

3-1- 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1- 環境保全、人権、安全への配慮

3-1- 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

経営の規律と誠実性の維持の表明については、本学学則における目的の具現化にある。そのため、学園理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として、「学校法人関東学園寄附行為」、「関東学園経理規程」、他関係規程に基づき、規律と誠実性を維持して経営・運営されている。

また、経営の規律と誠実性の向上のため、「学校法人関東学園寄附行為」に「役員及び理事会」「評議員会」規定を定め、監事及び監査法人による監査を実施するなどして、法令や諸規程に基づき適正に業務が遂行されているかを確認している。

なお、「関東学園内部監査規程」を定め、理事長直轄の監査室を設置し、必要に応じて監査をする。

使命と目的の実現への継続的努力については、建学の精神である「敬和・温順・質実」を備え、地域社会に寄与する人材を養成する使命の実現のため、関東学園大学学則の第1条に目的を謳い、学校法人関東学園寄附行為、関東学園経理規程、他関係規程に基づき、学園理事会の下に適正な会計処理を行うとともに、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の法令に基づき整備された寄附行為や学則及び諸規程を尊重した運営を行っている。

環境保全、人権、安全への配慮については、安全、衛生に関する規程やキャンパス・ハラスメント防止に関するガイドライン規程、個人情報保護に関する規程を定めてその遵守を喚起している。また、危機管理基本マニュアルや関東学園大学消防計画を定めて火災予防対策を実施するとともに、教職員混在の自衛消防隊の訓練を実施するなどして不測の事態に迅速・的確に対処できるように努めている。

教育情報と財務情報の公開については、関東学園財務情報等の公開に関する内規に基づき、閲覧希望者には随時閲覧できるようにするとともに、ホームページでも公開している。ホームページの公開資料には、決算の概要として資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録があり、これらについての監査報告書が掲載されている。また、併せて、各年度の事業報告の概要が掲載されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-1-1】 学校法人関東学園寄附行為

【資料 3-1-2】 関東学園経理規程

【資料 3-1-3】 関東学園内部監査規程

【資料 3-1-4】 関東学園大学学則

【資料 3-1-5】 安全、衛生に関する規程

【資料 3-1-6】 キャンパス・ハラスメント防止に関するガイドライン

【資料 3-1-7】 個人情報の保護に関する規程

【資料 3-1-8】 危機管理基本マニュアル

【資料 3-1-9】 関東学園大学消防計画

【資料 3-1-10】 関東学園財務情報の等の公開に関する内規

【資料 3-1-11】 関東学園大学ホームページ（事業と財務の概要）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性は維持されており、今後も、関連法令を遵守し、教育目的の実現への努力を続けていく。また、今後もコンプライアンスに対する姿勢を維持し、環境保全や人権への配慮をも図りながら、適正な情報公開とその拡充等に努めていく。

3-2 理事会の機能

3-2 の視点

3-2- 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人の意思決定は、「学校法人関東学園寄附行為」及びそれに基づき作られた「関東学園寄附行為施行細則」等の関連規定に従い行なわれている。

理事会は、理事 7 名で構成される法人の最高決定機関であり、寄附行為第 3 章役員及び理事会等の各規程に基づき運営され、予算、事業計画、経営改善に関する事項等法人の経営の骨幹に関わる事項を審議し決定する。この際、理事長は、法令及び寄附行為に規定する職務を行ない、当該法人内部の事務を統括し、法人を代表する。

理事会には理事・監事の他、附属高校の管理者をはじめ、議題によってはその業務に深く関わりのある教職員（学科長、委員長等）が参加し、各学校の現状を直に報告し、今後の方針について共に検討している。

理事会で審議された改善事項等は、各学校の担当責任者が持ち帰り、各学校内で情報を共有し、更なる改善に取り組んでいる。平成 28(2016)年度は理事会を 17 回実施した。

また、監事 2 名は、この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して随時所要の意見を述べており、理事会は適切に機能運営されている。

なお、予算・借入金、事業計画、寄附行為の変更及び経営改善に関する事項等、法人

の業務に関する重要事項について、理事長が「評議員会」を招集し諮問している。「評議員会」は、15名以上19名以内で構成されているが、実員は15名であり、平成28(2016)年度は5回開催され、それぞれ必要な意見を述べ、あるいはその諮問に答える等、適切に機能・運営されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-1】学校法人関東学園寄附行為

【資料3-2-2】関東学園寄附行為細則

【資料3-2-3】役員名簿、評議員名簿

【資料3-2-4】平成28年度 理事会開催状況一覧

【資料3-2-5】平成28年度 評議員会開催状況一覧

【資料3-2-6】関東学園内部監査規程

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会は、適切に運営され機能しているが、厳しい経済社会情勢の中、持続できる私学運営、その中でも特に大学運営を行なうため学園全体で危機意識をもって諸々の改革を推進していく。今後も理事会を主体とする法人と大学が協力してPDCA(plan-do-check-action)サイクルを運用する中で更なる改善・改革を推進する。

また、大学を取り巻く環境の変化の中で、理事会及び評議員会の役割は益々重要となり、学識経験者等の多様化を検討する。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3の視点

3-3- 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3- 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3- 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

学長の下には学長主催会議が設置されており、学長主催会議は、大学の教育研究及び学務の運営に関する事項や各委員会等から上げられた諸問題を検討した上で教授会へ付議するか、否かを調整している。学長は、議長として学長主催会議を毎週開催しているが、必要に応じ随時開催している。以上のような仕組みの下、大学としての意思決定は学長によってなされている。

教授会は、関東学園大学教授会規程に基づき運営されており、学部の専任教授をもって組織され、上記学長主催会議により付議された事項について審議している。ただし、学部長が必要と認めたときは准教授、講師及び助教を加えることができる。教授会は、

定期に毎月1回開催している。ただし、学部長が必要と認めたときには臨時に教授会を開催することができる。

また、これらの教授会において審議された全学的な重要事項や共通事項について審議するため関東学園大学学則第36条に基づき「大学評議会」が設置されており、学則等の重要事項の制定、改廃に関する事項が審議され、さらに重要事項については「法人理事会」へ上程される。

学長の諮問機関として各種委員会が設置されている。委員長や委員は学長が副学長、学科長と協議の上委嘱する。この各種委員会においては、学長から諮問された課題や問題について調査分析し、解決策を提案し、解決策は学長主催会議を通して教授会へ付議されることになる。学長主催会議の議題に深く関わりのある場合には、当該委員長は会議に参加し報告・説明を行なう。

3-3- 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学の業務執行上の重要事項は学長が主催する「学長主催会議」で審議されている。この会議では学長の考えや判断が示され、教授会の審議を経て実行に移されるなど学長のリーダーシップが発揮されている。

教授会は、関東学園大学教授会規程において定められている教育研究に関する次の事項について、学長が決定を行なうに当たり意見を述べるものとしている。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) ア 教員の研究に関する事項
 - イ 教育課程の編成に関する事項
 - ウ 休学、退学、編入学、転入学、復学、再入学及び除籍に関する事項
 - エ 試験に関する事項
 - オ 学生の厚生補導に関する事項
 - カ 学生の賞罰に関する事項
 - キ 教員の資格審査に関する事項
 - ク その他教育研究に関する重要な事項
- (4) 学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

迅速な意思決定により成果に繋げることが重要であり、学長が自らの判断で決定し実施できるような体制を作る必要がある。そのためには、学長及び学長主催会議と各種委員会等との間でのコミュニケーションが重要である。大学の主要な業務である教学、就職支援、学生生活に関わる現況や課題については、常時、学科長、教務委員長、就職委員長、学生委員長との間で情報を共有し協議を行なっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 関東学園大学学長主催会議規程

【資料 3-3-2】 学長主催会議開催状況一覧

【資料 3-3-3】 関東学園大学学則

【資料 3-3-4】 関東学園大学教授会規程

【資料 3-3-5】 経済学部教授会開催状況一覧

【資料 3-3-6】 関東学園大学評議会規程

【資料 3-3-7】 大学評議会開催状況一覧

【資料 3-3-8】 平成 29 年度 学務分掌

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4 の視点

3-4- 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4- 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4- リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会では、教授会や学長主催会議等で議論した結果を踏まえ、改善事項について審議するとともに、今後の方針について検討するという管理体制を運用している。そのため、各部門間のコミュニケーションによる意思決定は円滑なものとなっており、また、各部門による相互チェックも十分に機能している。さらに、監事 2 名が理事会に出席して随時所要の意見を述べており、適正なチェックが行なわれている。

法人全体でのリーダーシップは理事会における理事長により、また、大学でのリーダーシップは学長主催会議における学長によって十分に発揮されている。また、学長主催会議においては、議題となる業務に関わりの深い教職員（学科長、教務・学生・就職委員長）を広く参加させており、各委員会で議論された現場レベルでの適切な情報を得て、大学の意思決定に役立つようなボトムアップの機能が確保されている。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの管理体制を維持し、コミュニケーションとガバナンスのより一層の充実に努めていく。特に今後は、今まで以上に迅速な意思決定を行なうことが必要とされる機会が増えると考えられるが、よりスピーディな意思決定の形成過程においても、十分なコミュニケーションが図られ、適切な相互チェックによるガバナンスが機能するよう努めていく。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5の視点

- 3-5- 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5- 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5- 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

「基準項目3-5を満たしている。」

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学の事務組織及び事務分掌については、学園法人の「関東学園事務組織規程」及び「関東学園事務分掌規程」に定められている。法人には、学園事務局が設置され、総務課、管財課、予算課、会計課、企画広報室などが配置されている。学園事務局では、学園全体(大学、短大、附属高校)に係る事項(職員の人事や福利厚生、施設管理、予算、広報等)について、事務分掌している。

大学の事務組織は、事務長の下に、学生支援センター及び国際交流センター、広報室が設置され、特に学生支援センターには、教務・学生サポート・キャリアサポート・図書館・事務の各グループが配置されている。各組織が分掌する業務については、「関東学園事務分掌規程」により定められており、それぞれの組織に、専任職員の兼務配置を含め、専任職員18名、臨時職員10名が配員され、業務を遂行している。また、職員の採用については、「関東学園就業規則」に則り、寄附行為細則に基づき採用される。昇任や異動については、大学内だけにとどまらず法人事務局を含む学園内の系列校の職員全般の配置・能力等を考慮して検討されている。

業務執行の管理体制の構築とその機能性については、毎朝の各部署の朝礼や毎月実施する職員連絡会議、課長/グループ長会議で検討・調整・説明がなされるとともに、それらの会の機会に教授会や理事会等の決定事項の説明を行い、情報の共有を図りつつ業務を進めている。

職員の資質・能力向上の機会の用意については、文部科学省や学生支援機構、企業等学外組織が企画する研修会、意見交換会や法人事務局が学園職員を対象に企画する研修や勉強会に積極的に参加し、事務能力の向上に努めている。

また、学生教育の一環として、毎年全学生を対象として実施するディベート大会への聴衆としての参加、ディベート大会予選時の審査員としての参加、企業見学会への参加などの学生の学びについての理解を深める機会を設け、職員の資質・能力向上のための機会を準備している。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-1】関東学園事務組織規程

【資料3-5-2】関東学園事務分掌規程

【資料3-5-3】関東学園就業規則

【資料3-5-4】関東学園稟議規程

【資料 3-5-5】事務職員研修参加状況一覧

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

長期的には、学生収容定員の削減に伴い、規模に応じた適切な教職員の人員数によって、必要な業務や学生へのサービスを効率的に実施できる体制の構築や、教職員の能力向上を図っていく。

また、SD 研修の拡大を図るとともに、教職協働の視点から FD 研修報告会と SD 研修報告会を合同で開催し、教職員相互の資質・能力向上に意を用いて、教育サービスの向上を図っていく必要もある。

3-6 財務基盤と収支

3-6 の視点

3-6- 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6- 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6- 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、法人とともに、中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立及び安定した財務基盤の確立のため、平成 20(2008)年度より第 1 期、平成 25(2013)年度より第 2 期の経営改善計画（5 か年）に取り組んできた。毎年度この計画を基に事業計画を立て実行するにあたり、必要な検証を行ないながら計画を見直し、管理してきた。平成 29(2017)年度も、平成 29(2017)年度を初年度とする「中長期財務計画（29 年度～33 年度）」を策定し、適切な財務運営を確立している。この中長期財務計画は、入学者数・在籍者数、人件費、奨学費、必要な施設整備計画に基づく修繕費などの数値目標を定め、それらをもとに算出した財務計画となっており、将来に向けた健全な収支バランスを目指していく。大学及び法人全体として、平成 33(2021)年度には、基本金組入前当年度収支差額を黒字化することを計画している。

なお、毎年度の事業計画書・予算書作成については、法人が予算の基本方針を各学校に通知し、予算積算資料の提出を求めている。予算案は、ヒアリングによる予算査定、評議員会への諮問後に、理事会で審議し決定しており、適切な財務運営を確立している。

3-6- 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

資産構成等については、平成 28(2016)年度、法人全体で長期・短期借入金はなく、純資産構成比率は 93.5%と高い状態にあり、健全な財務状況を維持している。そのため、本学の教育研究目的を達成するための財源は確保されており、大学の存続を可能にする財政は維持されている。

資金運用については「学校法人関東学園資金運用規程」を定め、リスクの少ない金融

商品によって長期的・安定的な運用を行なっている。

収支バランスの確保の点では、平成 28(2016)年度、大学の基本金組入前当年度収支差額は支出超過の状態であった。本学は、この主な原因は入学者・在籍学生の定員未充足にあると認識している。そのため、入学者数の確保について、これまでの教育力向上の取り組みにより達成された資格取得、就職率などの面での成果や、本学の特色ある教育についての適切な情報発信を強めていく。今後は、特に募集広報活動のあり方を重視し、基準 2-1 で述べたように、学長のリーダーシップの下、募集広報委員会を中心とする全学的な取り組みを推進していく。

そのような受験生・高校教員・保護者等に対する広報活動を効果的に行ない、地域より選ばれる学校づくりを通じて学生の確保に努め、収入の増加を図ることに取り組んでいく。経費面では、各施策の見直しを行い、適切に削減を図っていく。これにより、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を目指していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-6-1】「中長期財務計画（29 年度～33 年度）」

【資料 3-6-2】平成 29 年度予算書

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、中長期財務計画に掲げる平成 33(2021)年度の事業活動収支の黒字化の実現を目指していく。そのために、全体的な教育力の向上、学生満足度の向上、就職の質の向上、より効果的な本学の教育内容と成果についての受験生・高校教員・保護者等に対する広報活動等により、大学の評価を高め、入学者・在籍者の増加に伴う学納金収入増加につなげるべく、大学教職員が一丸となって取り組んでいく。それとともに、人件費、奨学費などの経費の適切な削減を実施していく。また、今後も教育の質を最大限向上させ、早期の収支均衡を図っていく。

3-7 会計

3-7 の視点

3-7- 会計処理の適正な実施

3-7- 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学園では、学校法人会計基準、関東学園経理規程、支出等決済区分規程等に基づき、学園の運営に必要な日々の取引に係る会計処理を適正に行なっている。なお、会計処理上、疑問等が生じた場合は、監査法人や私学事業団、税務署等に確認をしながら業務処理を行なっている。

本学園の会計監査には、監査法人監査、監事監査がある。監査法人による監査は、期

中監査及び決算監査が実施され、理事会及び評議員会の議事録、総勘定元帳、会計伝票、関連証憑類、計算書類等の正確性等について確認している。監事による監査は、2名の非常勤監事により行なわれ、理事会及び評議員会に出席するとともに、会計処理等について監査法人と意見交換を実施している。

監査法人及び監事による監査は、監査対象範囲を調整しながら法令や学園の諸規程等に基づき正当に行なわれているか適宜監査を実施している。また、関東学園内部監査規程を定め理事長直轄の監査室を設置し、必要に応じ監事・監査法人・監査室による三様監査体制を確立している。

以上のような会計監査体制の下、会計監査等は厳正に実施されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-7-1】関東学園経理規程

【資料 3-7-2】支出等決済区分規程

【資料 3-7-3】関東学園内部監査規程

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

現状の監査体制の下、引き続き監査法人や監事との連携を密にし、適正な会計処理、適正な監査体制の維持と厳正な会計監査の実施に努めていきたい。

【基準3の自己評価】

本学は設置の目的及び建学の精神に則り、また、公共性を求められる高等教育機関として堅実で透明性を確保した経営に努めている。

法人の意思決定は、「学校法人関東学園寄附行為」等の規定に従って適切に行なわれており、学園全体の改善事項や指示事項の審議が機能的になされている。また、大学の意思決定においては、学長主催会議を中心として、学長のリーダーシップが発揮されており、理事会、教授会、各委員会と適切な情報共有と連携が図られており、機能的な業務が執行されている。

財政基盤と収支については、現在、「中長期財務計画（平成29年度～平成33年度）」に取り組んでおり、適切な財務運営を目指している。大学を含め学園として、教育力を中心に地域より選ばれる学校づくりを通じ、学生・生徒の確保による収入の増加、そして経費の見直しによる支出の削減により、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に取り組んでいる。

本学園の会計処理は、法令及び規定に従い適正に行なわれており、監査法人等による会計監査についても厳正に実施されている。また、財務情報については、積極的な開示が継続的に実施されている。